

○第150回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成29年7月7日（金）14：00～15：51

議事概要：

（１）農薬（テフルベンズロン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.021 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、大豆、かんしょ等に使用します。今回、きく（葉）への適用拡大申請がされています。動物用医薬品としても用いられます。

（２）対象外物質（ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*農薬として使用される殺虫剤（殺ダニ剤）で、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（３）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① クロルメコート

・評価第三部会において調査審議することとなった。

*植物成長調整剤で、小麦に使用します。今回、小麦への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。